

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

使途秘匿金課税の適用範囲等

Q: 使途秘匿金に対しては追加課税がされるそうですが、慶弔金や少額の謝礼等も課税の対象になりますか。

A: 使途秘匿金課税制度は、企業が相手先を秘匿するような支出は違法ないし不当な支出につながりやすく、公正な取引を阻害することになりますので、そのような支出を抑制することを目的として政策的に設けられました。

使途秘匿金とは、法人がした金銭の支出（贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引き渡しを含む）のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由を法人の帳簿書類に記載していないもの（資産の譲受けその他の取引の対価として支出されたもの（当該取引の対価として相当であると認められたものに限る）であることが明らかであるものを除く）をいうこととされています。

ところで、ご質問の弔慰金や少額の謝礼等ですが、通常これらの費用は領収証の交付を受けることができませんが、その支出の相手先は明らかなものであり、経費台帳や支払伝票等に相手方の氏名等を記載しているのが通常です。したがって、領収証がなくても何らかの帳簿等への記載があれば使途秘匿金には該当しません。

当然ながら、相手方の氏名等が正しく記載されている必要があり、氏名等を偽っているものは記載されていることにはなりません。

